

返戻金制度について

当社の紹介に基づき採用された者が、自己の意思又は就業規則違反等の、被採用者の責に返すべき事由により短期退職した場合に、支払われた紹介手数料について、次の割合で計算された金額を返戻する制度です。

対象期間	紹介手数料に対する返戻割合
1日～3日以内に退職した場合	100%に相当する額（徴収を行わない）
1ヵ月未満で退職した場合	80%に相当する額
2ヵ月未満で退職した場合	60%に相当する額
3ヵ月未満で退職した場合	40%に相当する額

※自己都合以外の理由で退職した場合（名目は自己都合であるが、本人の責に帰さない事由で退職した場合、整理解雇を含む会社都合退職または本人の死亡等を含むが、これらに限られない）は、上記の報酬返還は適用されません。また、被採用者が、紹介予定派遣などで採用日以前に紹介先において職務遂行経験があった場合にも、上記の報酬返還は適用されません。
また、職業紹介契約書により別に定める場合もあります。

株式会社 ヒューマンリンクス

職業紹介事業許可 01-ユ-300032